

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とさせていただきます)

目 次

◇ 告 示 土地改良事業の適否の決定

土地改良区の定款の変更の認可

〃

都市計画事業の施行に係る告示

〃

〃

〃

道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第六十三号

昭和四十四年七月十五日付で淀江白浜土地改良区から申請のあつた新
たに行なおうとする土地改良(西原、白浜地区かんがい排水及び農道整備)
事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭
和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法

第八条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡淀江町淀江 淀江白浜土地改良事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を昭和四十四年十一月十日認可
したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和四十四年十一月十日認可
したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

郡家都市計画道路事業二等大路第三類第二号郡家南線

二 施行者の名称 鳥取県

三 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在 八頭郡郡家町大字郡家字井津尻、下田井、町尻、金石上分、茅林及び金石下分

鳥取県告示第六百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

境港都市計画道路事業二等大路第二類第一号境港巡環線

一 施行者の名称 鳥取県

三 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在 境港市栄町、末広町及び相生町

鳥取県告示第六百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

昭和四十四年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画道路事業二等大路第三類第八号岩美海岸線

二 施行者の名称 鳥取県

三 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在 岩美郡岩美町大字浦富字下前田、道祖神後、三本松、大字牧谷字上屋敷、女堀上、上屋敷上及び砂浜の二

鳥取県告示第六百六十九号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十四年十一月七日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十四年十一月十四日

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 及び氏名 西伯郡岸本町 大殿九六ノ二 景山房市	道路の位置の指定場所 米子市西福原字西原鍋尾道西 二二二ノ八	道路の幅員及び延長 幅員 四・〇〇メートル 延長 五八・七〇メートル
--	--------------------------------------	--